

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例（平成 12 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)関係の部を次のように改める。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）関係	飲食店営業許可申請	新規 1 件につき 16,000 円（1 週間を限度とするものにあつては、1,700 円）
		継続 1 件につき 15,000 円
	調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請	1 件につき 9,600 円
	食肉販売業許可申請	1 件につき 9,600 円
	魚介類販売業許可申請	1 件につき 9,600 円
	魚介類競り売り営業許可申請	1 件につき 21,000 円
	集乳業許可申請	1 件につき 9,600 円
	乳処理業許可申請	1 件につき 21,000 円
	特別牛乳搾取処理業許可申請	1 件につき 21,000 円

食肉処理業許可申請	1 件につき 21,000円
食品の放射線照射業許可申請	1 件につき 21,000円
菓子製造業許可申請	1 件につき 14,000円
アイスクリーム類製造業許可申請	1 件につき 14,000円
乳製品製造業許可申請	1 件につき 21,000円
清涼飲料水製造業許可申請	1 件につき 21,000円
食肉製品製造業許可申請	1 件につき 21,000円
水産製品製造業許可申請	1 件につき 16,000円
氷雪製造業許可申請	1 件につき 21,000円
液卵製造業許可申請	1 件につき 14,000円
食用油脂製造業許可申請	1 件につき 21,000円
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1 件につき 16,000円
酒類製造業許可申請	1 件につき 16,000円
豆腐製造業許可申請	1 件につき 14,000円
納豆製造業許可申請	1 件につき 14,000円
麺類製造業許可申請	1 件につき 14,000円
そうざい製造業許可申請	1 件につき 21,000円
複合型そうざい製造業許可申請	1 件につき 21,000円
冷凍食品製造業許可申請	1 件につき 21,000円
複合型冷凍食品製造業許可申請	1 件につき 21,000円
漬物製造業許可申請	1 件につき 14,000円
密封包装食品製造業許可申請	1 件につき 21,000円
食品の小分け業許可申請	1 件につき 9,600円
添加物製造業許可申請	1 件につき 21,000円

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

第 2 条 熊本市保健衛生事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

別表食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）関係の部中「16,000円」を「17,000円」に、「1,700円」を「2,200円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「9,600円」を「10,200円」に、「21,000円」を「21,000円」に、

円」を「23,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条による改正後の別表の規定は、令和3年6月1日以後に行われる申請に係る手数料について適用する。
- 3 熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例（令和2年熊本県条例第45号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例（昭和50年熊本県条例第25号）第8条第2項の規定による食品の種類追加又は造作若しくは設備の変更に係る施設の検査に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本市保健衛生事務に関する手数料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条による改正後の別表の規定は、令和4年4月1日以後に行われる申請に係る手数料について適用する。

(提出理由)

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）の施行による食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部改正等に伴い、手数料の新設等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。